

## 品川区防災活動広場の管理に関する要綱

制定	平成5年6月1日	区長決定
	平成5年6月	要綱第44号
改正	平成6年8月18日	部長決定
	平成6年8月	要綱第65号
改正	平成15年6月18日	部長決定
	平成15年6月	要綱第51号
改正	平成21年3月27日	部長決定
	平成21年4月	要綱第173号

### (目的)

第1条 この要綱は、防災活動広場（以下「広場」という。）の管理について必要な事項を定め、地域住民等による防災活動の推進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「広場」とは、災害時は地域の防災活動の拠点として、平常時には防災訓練の場、子供の遊び場、区民の憩いの場等として使用する場所であって、次に掲げるものをいう。

- (1) 品川区立児童遊園の設置および管理に関する条例（平成8年品川区条例第35号）第2条第2号に規定する防災広場
- (2) 区立公園のうち、区長が地域の実情から必要があると認め、指定したもの
- (3) 区長が一時的に広場として開放する必要があると認め、指定したもの

### (防災設備)

第3条 広場には、原則として、次の各号に掲げる防災設備を設けるものとする。

- (1) 防火貯水槽
- (2) 消火器
- (3) 小型ポンプ格納庫
- (4) 防災資機材置場
- (5) その他区長が必要と認める設備

### (使用の手続き)

第4条 平常時の防災訓練等を行う場として、第2条第1号および第3号に掲げる広場を使用しようとする者は、使用申請書に広場内の使用位置を示した図面を添え、区長に申請しなければならない。

- 2 区長は、前項の申請を受けた場合において、適当と認めたときは、使用許可書を申請者に交付する。
- 3 区長は、広場の使用を承認するに際して、管理上必要な条件を付けることができる。

### (使用承認の取消等)

第5条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の承認を取り消し、または使用を停止することができる。

- (1) 使用の目的または条件に違反したとき。
- (2) その他区長が広場の管理上支障があると認めたとき。

### (原状回復の義務)

第6条 広場の使用の承認を受けた者は、使用を終了したときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。前条の規定により使用の承認を取り消され、または使用を停止されたときも同様とする。

**(広場の整備)**

第7条 広場の整備は、都市環境事業部道路公園課（以下「道路公園課」という。）が行い、第3条に掲げる防災設備については、防災まちづくり事業部防災課（以下「防災課」という。）が行う。ただし、整備内容については、都市環境事業部土木管理課（以下「管理工事課」という。）と防災課の協議によるものとする。

**(広場の維持管理等)**

第8条 広場の維持管理は道路公園課が行い、第3条に掲げる防災設備については、防災課が行う。

**(広場の名称)**

第9条 特定遊園地の名称は、管理工事課が決定し、防災課に通知する。防災課はその名称から、「特定遊園地」等はずし、「防災活動広場」を付し、広場として公表する。

**(連絡調整)**

第10条 広場に関する連絡調整は防災課が行う。

**(その他)**

第11条 この要綱に定めのないものについては、防災まちづくり事業部長と都市環境事業部長が協議のうえ定める。

**付 則**

この要綱は、平成6年4月1日から適用する。

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。